

長野県ホームページ広告枠賃貸借契約書（案）

長野県（以下「賃貸人」という。）と_____（以下「借借人」という。）は、賃貸人が管理する長野県公式ホームページ（以下「県ホームページ」という。）の広告枠（以下「広告枠」という。）の貸付けについて、次の条項のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 賃貸人及び借借人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（趣旨）

第2条 賃貸人は、借借人に対して広告枠を貸し付け、借借人は貸付料を支払うものとする。

2 借借人は、広告枠への広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）を募集し、当該広告主の広告を賃貸人に提出する。

3 賃貸人は、借借人から提出された広告を借借人に貸し付けた広告枠に掲載する。

（広告枠の位置等）

第3条 県ホームページ上の広告枠の位置及び広告枠の数並びに広告の規格は、別添仕様書のとおりとする。

（契約金額及び貸付期間）

第4条 契約金額及び貸付期間は、次のとおりとする。

(1) 契約金額 年額_____円（うち消費税及び地方消費税額 _____円）

(2) 貸付期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

（契約保証金）

第5条 借借人は、契約保証金 _____円をこの契約締結と同時に賃貸人に支払う。ただし、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は財務規則第143条各号に該当する場合は、契約保証金の支払いを免除する。

2 賃貸人は、契約期間が終了したときは、速やかに契約保証金を借借人に返還する。

3 契約保証金には、利息を付さない。

（契約金の納付方法等）

第6条 借借人は、広告枠の貸付料として第4条第1号に定める契約金額を令和5年4月30日までに、賃貸人の発行する納入通知書により納入しなければならない。

2 借借人は、貸付料を納付期限までに納入しないときは、当該未支払額につき、遅延日数に応じて年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を賃貸人に支払わなければならない。

（広告主及び広告内容の基準等）

第7条 広告主及び広告枠に掲載することができる広告の広告内容（広告主の指定するリンク先のホームページの内容を含む。第9条及び第12条第3項において同じ。）は、長野県ホームページ

広告掲載要綱及び長野県ホームページ広告掲載要領に定める基準（以下「掲載基準」という。）を満たすものでなければならない。

- 2 賃借人は、県ホームページの性格を考慮し、地域性及び公共性の高い者の広告を掲載するよう努めなければならない。

（広告の原稿の作成及び提出）

第8条 広告の原稿は、賃借人が作成するものとする。

- 2 広告の原稿の作成に要する経費は、賃借人が負担するものとする。
- 3 賃借人は、広告の掲載を開始しようとする日（以下「掲載開始日」という。）の14日前までに、当該広告の原稿を賃貸人が指定した場所に提出しなければならない。

（広告主及び広告内容の審査）

第9条 前条第3項の規定により広告の原稿が提出されたときは、賃貸人は、当該原稿に係る広告主及び広告内容を審査し、広告主及び広告内容が適当なときは、広告の原稿の引渡しを受ける。

- 2 前項の審査の結果、広告内容が掲載基準を満たしていないときその他広告内容が不適当なときは、賃貸人は賃借人に対し、広告内容の補正等を指示するものとする。
- 3 前項の指示があったときは、賃借人は、賃貸人が指定する日までに広告内容を補正しなければならない。この場合において、指示の内容が広告の補正であるときは、賃借人は、賃貸人が指定する日までに補正後の広告の原稿を提出しなければならない。
- 4 前項の規定による補正後の広告内容の審査については、第1項の規定を準用する。

（広告の変更）

第13条 広告代理店は、広告主の情報に変更がない場合は、リンク先、掲載期間、広告の原稿等を変更することができ、その内容は別に定める。

- 2 広告代理店は、前項の規定により変更しようとする場合は、変更しようとする日の14日前までにその旨を書面で県に申し出るとともに、該当する原稿等を提出する。広告内容の審査については、前条の規定を準用する。

（広告の掲載時期）

第14条 県は、第12条第1項の規定により引渡しを受けた広告の原稿を貸付期間の初日の午前9時に掲載する。

- 2 契約期間中に広告を掲載又は前条の変更をしようとするときは、掲載開始日の前日の午後1時から午後5時までの間に広告枠に掲載するものとする。ただし、掲載開始日の前日が日曜日若しくは土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日の午後1時から午後5時までの間に掲載するものとする。

（広告の削除）

第12条 賃借人は、広告枠に掲載されている広告を削除することができる。

- 2 賃借人は、前項の規定により広告を削除しようとする場合は、その旨を書面で賃貸人に申し出なければならない。

- 3 貸貸人は、広告主又は広告内容が掲載基準を満たしていないときその他広告を掲載することが適当でないと判断したときは、直ちに広告を削除することができる。
- 4 前項の場合において、貸貸人は速やかにその旨を賃借人に通知するものとする。

(広告枠の削除)

第13条 貸貸人は、この契約締結後の社会状況の変化等により、広告枠の全部又は一部を県ホームページから削除することができる。

(契約の解除)

第14条 貸貸人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第6条第1項に規定する期日までに貸付料の納付がないとき。
 - (2) 賃借人が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から貸貸人が受けたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、賃借人がこの契約に違反したとき。
- 2 前項に掲げる場合のほか、この契約に関して賃借人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸貸人はこの契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、賃借人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
 - (2) 貸貸人（貸貸人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(貸付料の返還)

第15条 貸貸人は、徴収した貸付料を還付しないものとする。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由がなく貸貸人が掲載すべき広告を掲載しない期間が1日を超えるととき、第13条の規定により広告枠の全部若しくは一部を県ホームページから削除したとき又は貸付料を還付する特別の事由があると貸貸人が認めるときは、この限りでない。

- 2 次の各号に掲げる理由により貸貸人が県ホームページの運営を一時停止する場合は、前項ただし書の規定は適用しない。
- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
 - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
 - (3) その他公益上やむを得ない場合
- 3 第1項ただし書の場合において、還付する金額は日割り計算により算出するものとし、当該還付する金額には利息を付さない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第16条 賃借人は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ貸貸人の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第17条 賃借人は、この契約の履行に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事故発生の報告)

第18条 賃借人は、広告主が指定したリンク先のホームページの事故その他のこの契約の履行に支障のある事故が発生したときは、直ちにその旨を賃貸人に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第19条 賃借人は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく賃貸人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(損害賠償)

第20条 賃借人は、広告内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 賃借人は、広告の掲載に関し、賃貸人又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 賃借人は、第14条の規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として賃貸人に支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、第5条第1項の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃貸人は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 5 賃借人は、第1項又は第3項の場合において、賃貸人の受けた損害が第3項に規定する違約金の額を超えるときは、その超える額についても賃貸人に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第21条 賃借人は、第14条第2項各号のいずれかに該当するときは、賃貸人がこの契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として賃貸人の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第14条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他賃貸人が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、賃貸人に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、賃借人の負担とする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、長野地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(その他)

第24条 この契約に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、貸貸人が定める。

(疑義の解決)

策25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、貸貸人と賃借人が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、貸貸人と賃借人が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

貸貸人 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事 阿 部 守 一

賃借人